

事例別の対応状況

1 問合せの状況【1件】

夫婦間の問題	・本人の意向を踏まえ家庭裁判所を紹介
--------	--------------------

2 相談への対応【2件】

県の施策に関するもの	
推進委員制度のホームページの閲覧方法の改善（提言）	・事務局において直ちに改善
人権侵害の事案	
学校におけるセクハラ問題	・第三者からの相談であったため、本人の意思を確認するよう助言

3 申出への対応【3件】

（1）県の施策に対する苦情

知事のミス との面会

申出の趣旨	知事は「ミス 」及びそれに類する人に会わないこと。 推進委員は、知事が「ミス 」及びそれに類する者に面会したり、公費をミスコンテスト関連の事柄に使っていないか詳細に調査し、それが是正されるよう指導すること。
検討結果等	表敬訪問を知事が受けるかどうかは、その目的等を総合的に考慮して決定すべきことであるが、訪問する人物について受け入れ側が適否の判断をすることには問題がある。また、知事が面会する人について一定の基準を設けて事前に選別することも問題であることから、申出の趣旨を県に求めることは適当でないと判断する。 当該申出人から前年度に類似の内容の申し出が行われた際に、今回の申出内容の調査は実施済みである。また前回の申出について報告を受けた県の対応方針に推進委員としても異存がないので、現時点においては新たに調査や指導は行わない。

婦人相談所のホームページの改善

申出の趣旨	婦人相談所のホームページは、ことさら売春防止を前面に押し出していることから、ドメスティック・バイオレンスなどに関する相談をためらう女性が出てくるのではないかと懸念されるので、ホームページの記載のあり方を再検討すべきである。
検討結果等	婦人相談所及び子育て支援課から、ホームページの記載内容や婦人相談所の現状等について聞き取り調査をしたうえで協議した結果、現状は記載内容に誤りがあるわけではないものの、気軽に相談できるような内容にはなっていないことから、相談者の視点に立って内容を改正することとした。

市における男女混合名簿の導入

申出の趣旨	市の中学校において男女混合名簿の導入が進んでいないので、導入できない理由と学校生活で生かされているか調査、指導して欲しい。
検討結果等	市の中学校に関する申出であり、当機関から市(教育委員会)に対して愛媛県男女共同参画推進条例に基づく助言等を行うことはできない。また、中学校の男女混合名簿の導入について指導する立場にない県教育委員会に対して当機関が助言等を行うことは適当ではないと判断されることから、この申出については調査しないこととした。